

第3次芦屋市環境計画中間評価報告書

令和元年

市民生活部 環境課

<目次>

第1章 中間評価の趣旨	1
1 中間評価の目的	1
2 環境計画の概要	1
第2章 環境に関する取組の進捗状況	3
1 評価の概要	3
2 アンケート集計結果と事業の実施状況	4
評価の総括	24
資料編	28
1 環境を取り巻く社会情勢（社会的事象）	28
2 国・県等の政策動向	30
3 市の政策動向	36
4 市の環境概要	37

第1章 中間評価の趣旨

1 中間評価の目的

芦屋市（以下、「本市」と言う。）では、緑の保全やまちなみの美化など生活環境の保全に努め、平成27年度（2015年）には、「第3次芦屋市環境計画（以下、「現計画」と言う。）」を策定し、目指す環境の姿として『人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや』の実現に向けて、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方向性を明らかにし、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、市民・事業者・市の協働による様々な環境保全活動に取り組み、良好な環境づくりを進めてきました。

現計画の期間は、平成27年度（2015年）～令和6年度（2024年）となっており、令和元年度に策定後5年目を迎えることから、計画の進捗状況を把握するため、「中間評価」を行いました。また、これまでの5年間でSDGs*（持続可能な開発目標）との整合やエネルギー問題、地球温暖化が原因の一つとなっている異常気象への対応など、私たちを取り巻く社会情勢は変化しています。日常生活においても、環境に対するニーズが高まってきており、環境に関する様々な取組が求められています。

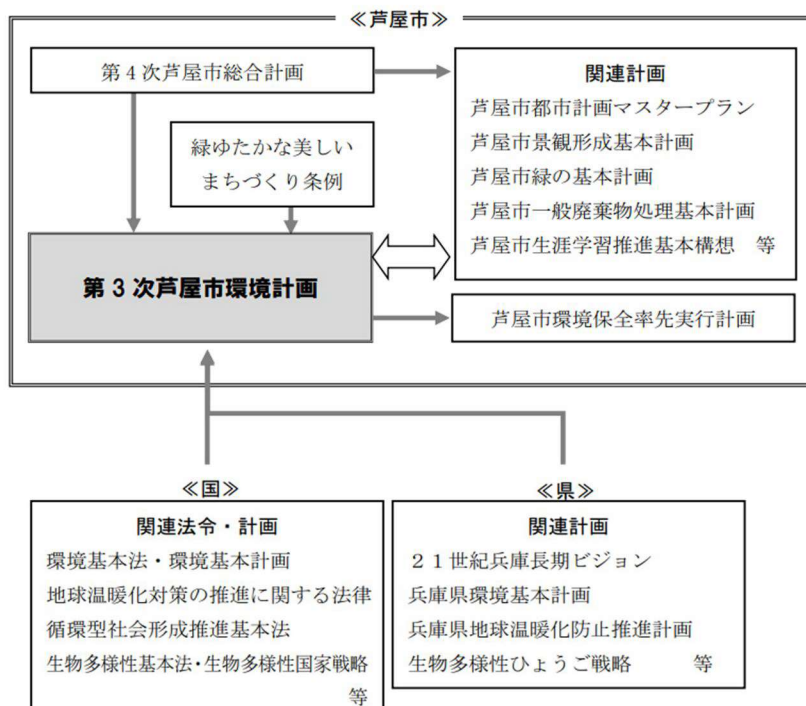
このような状況の中で、中間評価の結果や社会情勢を踏まえ、令和2年度から今後5年の間に特に重点的に実施すべき取組の方向性を検討しました。

※SDGsを含む環境問題の詳細な説明については資料編（p.38）を参照ください。

2 環境計画の概要

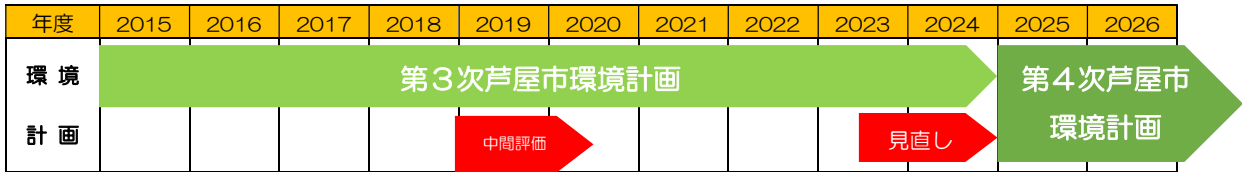
2-1 位置付け

現計画は、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第7条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置付けられています。また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である第4次芦屋市総合計画や関連する諸計画との整合を図ります。

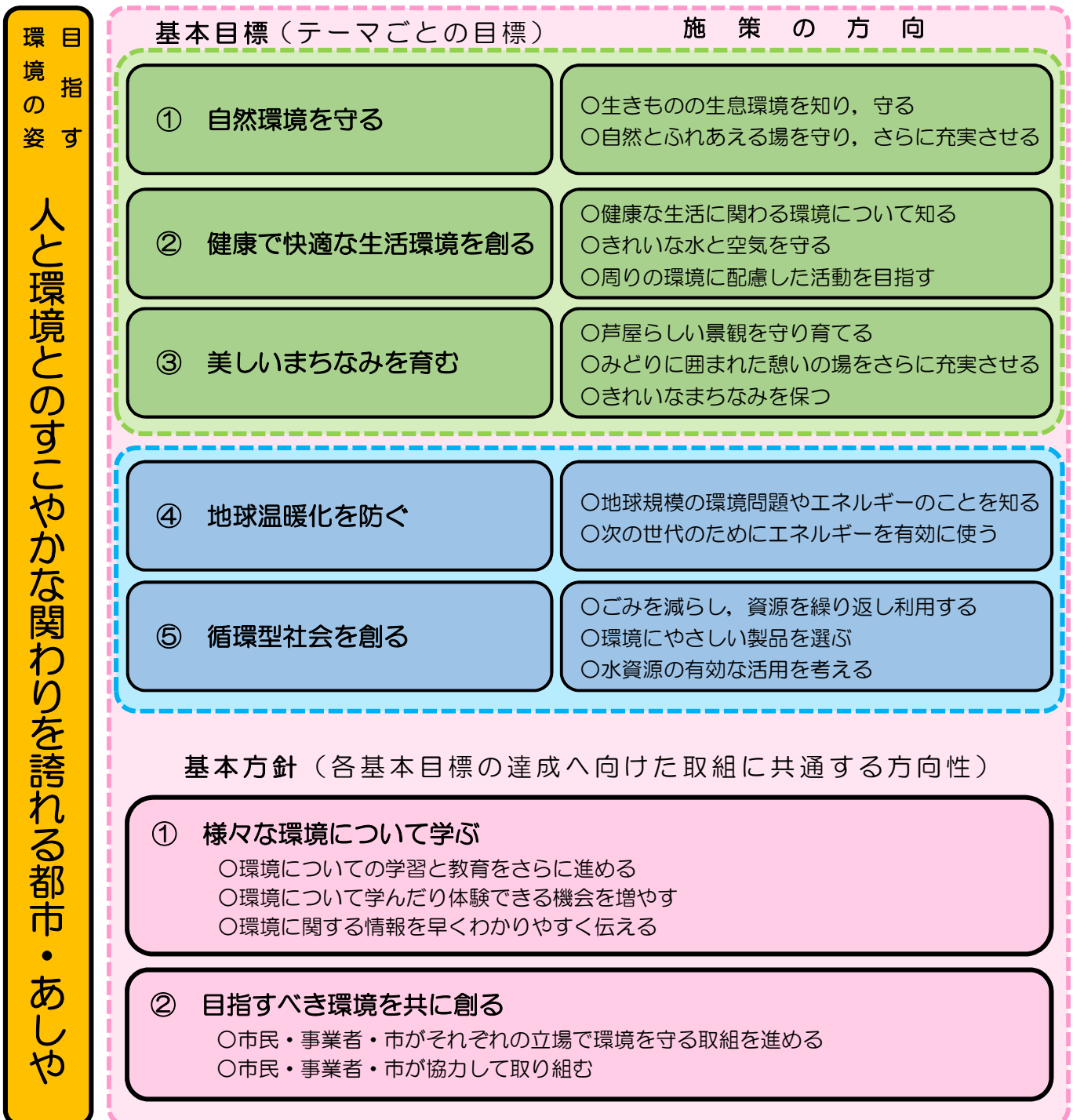


2-2 対象とする期間

現計画は平成 27 年度（2015 年度）～令和 6 年度（2024 年度）までの 10 年間の計画の期間としています。



2-3 施策体系



第2章 環境に関する取組の進捗状況

1 評価の概要

1-1 評価の対象

環境に関する取組の進捗評価の対象は、現計画の第3章に記載されている基本目標及び基本方針とし、平成27年度（2015年）から平成30年度（2018年）までの4年間の進捗状況を把握・評価しました。

1-2 評価の方法

■評価の方法について

中間評価を実施するにあたり、計画策定時と同様に、市民や市内の小中学生、市職員を対象とした環境に関する意識や行動を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、本市では毎年、年次報告書を作成し、基本目標ごとに施策の実施状況と指標の達成状況を把握していることから、これまでの年次報告書の結果やアンケート結果から、基本目標及び基本方針の進捗状況を評価しました。

<アンケートの概要>

アンケート実施	配布数	有効回収率
市民	2,000 通	48.5%
児童（小学4年生）	760 通	93.6%
生徒（中学2年生）	218 通	96.8%
市職員	742 通	90.3%

■市民等の意識に基づく評価

アンケートの結果を基に、基本目標単位で市民や小中学生の環境に関する評価や行動状況、また今後の意識などを整理・評価しました。

■事業の実施状況に基づく評価

これまでの年次報告書を基に、施策（取組）単位で市の事業の実施状況を整理・評価しました。

基本目標 1 自然環境を守る

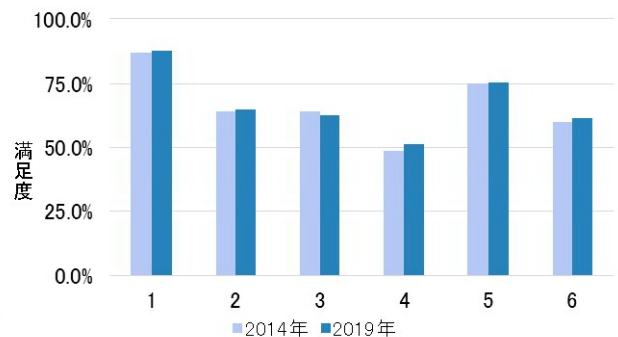
[基本目標 1 の総括]

- ・自然環境に関する満足度の回答結果から、満足度は比較的高いことが分かります。
- ・「山の緑の豊かさ」や「自然景観の良さ」の満足度に比べると「海辺の環境の良さ」や「川や池の水辺の環境の良さ」「生き物や植物の種類や数の多さ」「自然とふれあう場所の多さ」の満足度は低くなっています。(図 1)
- ・水辺の満足度は、児童・生徒の満足度が低く、50～60歳代では高いことから、下水道が整備されたことで、海や川の水がきれいになったことが評価されている一方で、川や海での活動の際に、打ち上げられた海ゴミなどを目にするのが、満足度を下げている可能性があります。(図 1, 5)
- ・普段から取り組まれていることについて、「自然とふれあう」に関する取組率は低くなっています。また、今後力を入れるべき取組については、「自然にふれあう機会の創出」が市民、児童・生徒共に多く選ばれています。そのため、基本目標 1 の指標である「生き物や自然に関する観察会・勉強会の開催」を今後も継続する必要があるといえます。(図 2, 3)
- ・全体の傾向として、前回とほぼ同様の結果となっており、ある程度満足度の高い状態を保つことができているといえます。全ての施策(取組)において事業が実施されており、今後も事業を実施しながら目標の達成を目指します。

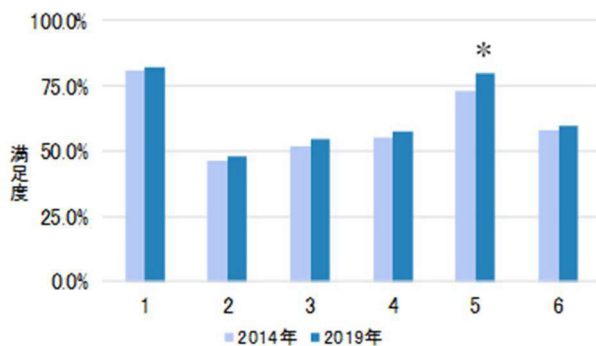
① アンケート集計結果

<自然環境に関する満足度>

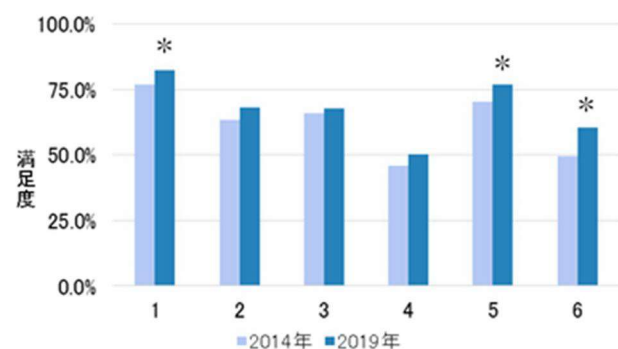
1	山の緑の豊かさ(自然環境)
2	海辺の環境の良さ
3	川や池の水辺の環境の良さ
4	野鳥や昆虫などの生き物や植物の種類や数の多さ
5	山や川、海辺など自然景観の良さ
6	自然とふれあう場所の多さ



【 市民 】



【 児童・生徒 】



【 職員 】

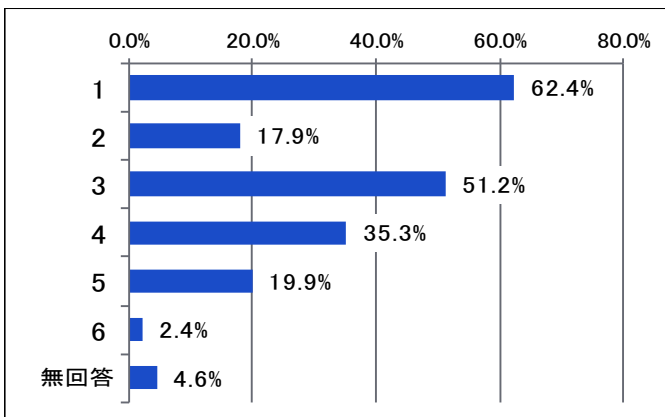
【図 1 自然環境に関する項目の満足度】

※満足度は、「満足している」「やや満足している」を足した割合を示す。

*は5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

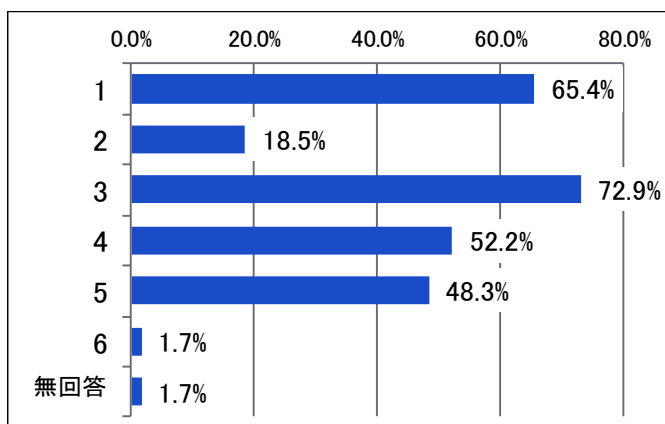
<今後力を入れるべき取組>

1	緑や水に親しめる散策路などの整備による自然にふれあう機会の創出
2	市内の生きものの調査による生息状況の把握
3	緑と水の連続性の確保による生きものの生息環境の保全
4	外来生物の駆除活動や外来園芸種の適正管理
5	生物多様性を守ることの大切さや生物多様性と人とのつながりについての啓発
6	その他
	無回答



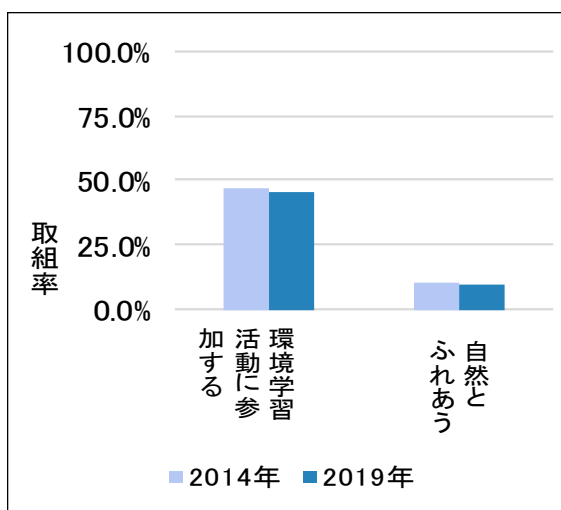
【図2 今後力を入れるべき取組（市民）】

1	公園など、自然にふれあうことができる場所をつくる
2	芦屋市の珍しい動物や植物についての情報を集める
3	緑や水辺など、生きものがすめる場所を守る
4	芦屋市の動物や植物に悪い影響を与える生きものを増やさない
5	多くの種類の生きものを守り、生きものと人とのつながりについて学ぶ
6	その他
	無回答



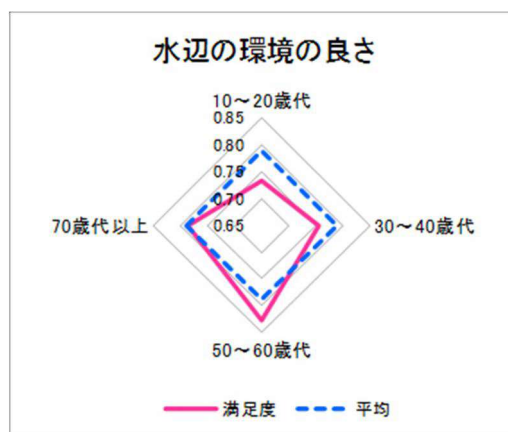
【図3 今後力を入れるべき取組（児童・生徒）】

<普段から環境保全のために取り組んでいること>



【図4 普段から環境保全のために取り組んでいること（市民）】

※取組率は「いつもしている」「できるだけしている」を足した割合を示す。



【図5 水辺の環境に関する年代別の満足度】

②事業の実施状況の整理

- ・全ての施策（取組）で事業が実施されています。
- ・方向1では芦屋川のホタル観察会をはじめ、芦屋川・宮川での生き物観察会や公民館講座の開催など、毎年多数の事業が行われています。（表1）
- ・方向2では芦屋川やビオトープ、市民農園など自然とふれあえる場の維持管理が継続して行われており、自然とふれあえる場として活用されています。（表2）

施策の方向1：生きものの生息環境を知り、守る【表1】

取組成果（事業概要）		施策（取組）	お知らせします	調べ、分かりやすく	主な地域の生きものの種類や数について	講座を実施します	多くの人が参加できるように、いろいろな主体による観察会や	防ぎ、生きものを守ります	外来生物の流入・増殖や在来種の乱獲を	山の緑の豊かさを引き続き維持するため、自然植生を守ることに努めます
地域の生きものについて発信する「場」づくりの検討（H28）	環境課		○							
環境団体の発表やパネル展示、講演会や子ども環境作文コンクールの実施（H29, 30）	環境課		○							
環境に関する冊子等の作成及び配布・販売（H27, 30）	環境課		○							
芦屋川カレッジや公民館講座における環境に関する講義・講座の実施（H27～30、年4回）	公民館					○				
芦屋川のホタル観察会の実施（H27～30）	環境課					○				
星空観察会の実施（H27～30、年2回※1）	環境課					○				
アシレンジャーに協力し、芦屋川・宮川での生き物観察会の実施（H27～30、年2回）	環境課					○				
仲ノ池の環境調査（外来魚の駆除や学習会）や維持管理（H27～30、環境調査はH27, 28）	公園緑地課					○		○		
外来種の流入や在来種の保護について、市民の理解と協力を促すよう啓発を実施（H27～30）	環境課		○					○		
松くい虫等の防除対策を実施（H27～30）	用地管財課									○
市内樹木の松くい虫の防除に係る補助事業の実施（H27～30）	地域経済振興課									○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

※1 平成30年度（2018年）は台風の影響で1回実施のみ

施策の方向2：自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる【表2】

施策（取組）		山の緑に親しめる場の維持管理に努め、それらを守るための啓発を行います	芦屋川や南芦屋浜などの水辺の魅力を守り、さらなる良好な環境の創出に努めます	公園・学校園、街路樹などの身近な緑や社寺林などのまとまった緑を守ることに努めます	より身近な自然とのふれあいの場として、ビオトープの適正な維持管理や市民農園の運営管理を行います
取組成果（事業概要）					
あしや山まつりの開催 (H27～30、年1回※1)	地域経済振興課	○			
芦屋川及び宮川沿いの定期清掃の実施 (H27～30)	下水道課		○		
芦屋川及び宮川沿いの夏・冬における除草の実施 (H27～30、夏冬各1回)	下水道課		○		
保護樹林の指定 (H27～30、累計3箇所)	都市計画課			○	
ビオトープ池の維持管理 (H27～30、4箇所)	公園緑地課				○
市民農園の運営管理 (H27～30)	地域経済振興課				○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

※1 平成30年度は台風の影響で中止

基本目標 2 健康で快適な生活環境を創る

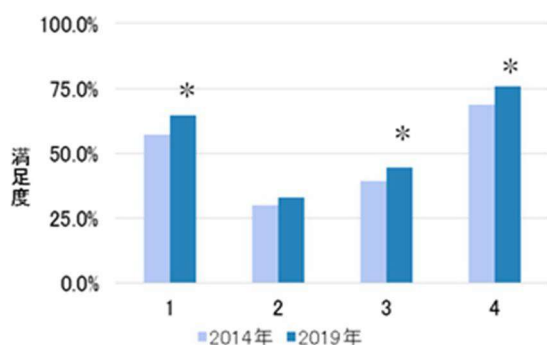
[基本目標 2 の総括]

- ・「空気のきれいさ」「まちの静けさ」の満足度は高く、前回よりも上昇しています。「海や川のきれいさ（透明度やごみの少なさ）」の満足度は、他の項目と比べると前回と同様に低い結果となっており、これは、基本目標 1 と同様の原因と考えられます。（図 6）
- ・水環境の改善については、今後力を入れるべき取組のアンケート結果からも、重要視されていることが分かります。（図 7， 8）
- ・全体の傾向として、前回とほぼ同様の結果となりました。ある程度満足度の高い状態を保ちながら、やや微増傾向にあります。全ての施策（取組）において事業が実施されており、今後も事業を実施しながら目標の達成を目指します。

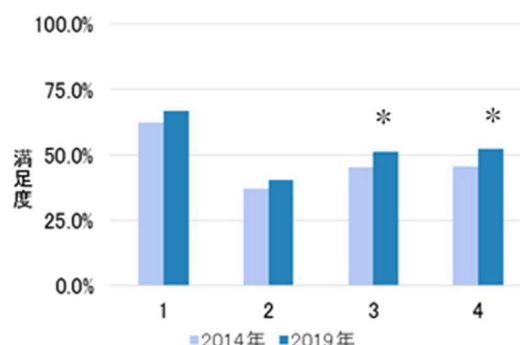
① アンケート集計結果

<生活環境に関する満足度>

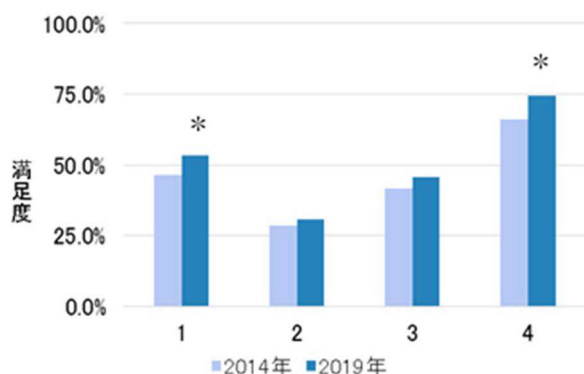
1	空気のきれいさ
2	海のきれいさ（透明度やごみの少なさ等）
3	川や池の水のきれいさ（透明度やごみの少なさ等）
4	まちの静けさ



【 市民 】



【 児童・生徒 】



【 職員 】

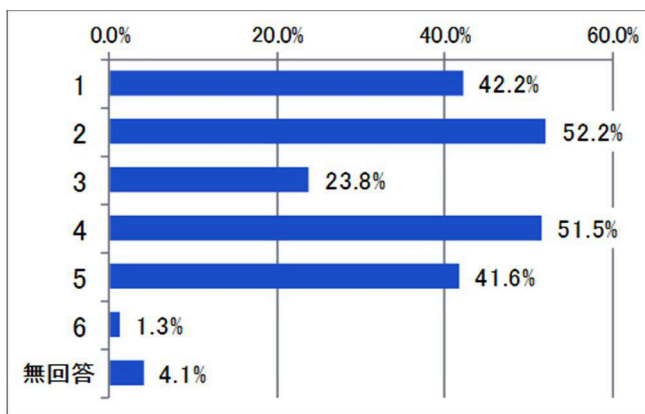
【図 6 生活環境に関する項目の満足度】

※ 1：満足度は、「満足している」「やや満足している」を足した割合を示す。

*は 5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

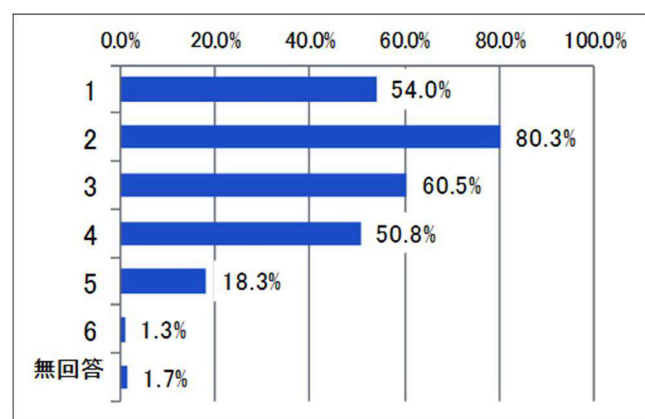
<今後力を入れるべき取組>

1	低公害車の導入や交通対策の促進等による良好な大気環境の保全
2	河川水質の定期的な調査による河川等の水質汚濁の防止
3	ダイオキシンや農薬などの有害化学物質についての調査
4	迷惑な騒音や振動を発生させる行為の規制
5	PM2.5などの新たな環境問題に関する情報収集・情報発信
6	その他
	無回答

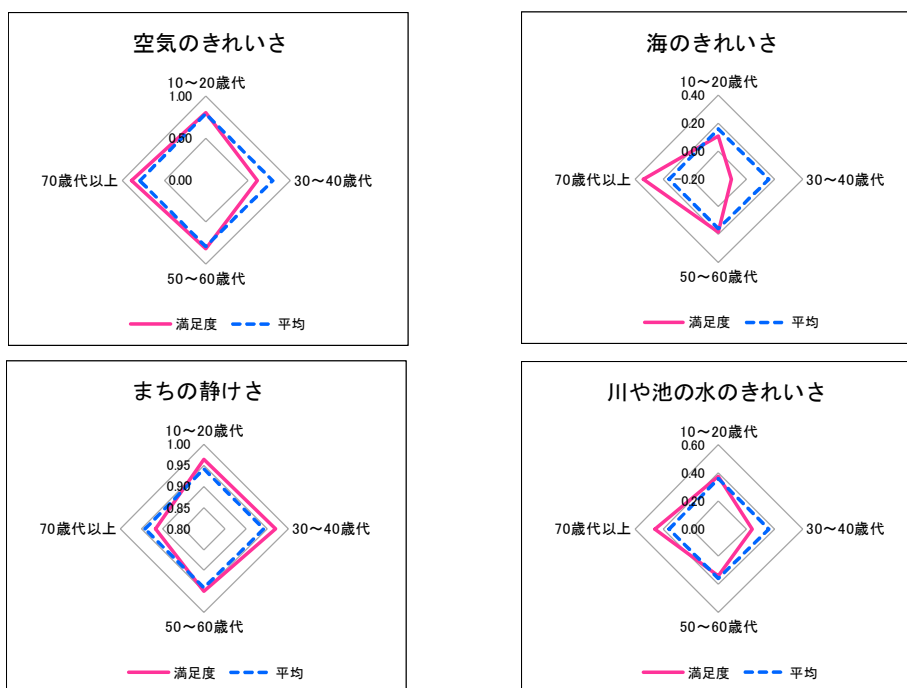


【図7 今後力を入れるべき取組（市民）】

1	環境にやさしい車を増やして、空気をきれいにする
2	川に汚い水を流さないようにし、川の水をきれいにする
3	体に悪い影響を与える化学物質を使わないようにする
4	大きく、迷惑な音（騒音）を出さないようにする
5	あまり知られていない環境問題についての情報を集める
6	その他
	無回答



【図8 今後力を入れるべき取組（児童・生徒）】



【図9 生活環境に関する項目の年代別の満足度】

②事業の実施状況の整理

- ・全ての施策（取組）で事業が実施されています。
- ・方向1では生活環境に影響する各種環境について継続して測定・調査を行っており、市のホームページなどを通じて誰もが結果を知ることが出来る環境が整えられています。（表3）
- ・方向2，3では指導・啓発や補助などにより事業活動や日常生活に関する大気質・水質の保全や、悪臭・騒音などの対策が継続して行われています。（表4，5）

施策の方向1：健康な生活に関わる環境について知る（表3）

施策（取組）		大気質、騒音・振動、交通量、河川水質などについて、定期的な環境測定・調査を行い、その結果を公表します	空間放射線量や微小粒子状物質（PM2.5）など、健康な生活に関わる新たな環境問題に関する情報を収集・発信します
取組成果（事業概要）			
常時大気汚染の監視・測定（H27～30）	環境課	○	
環境測定車による騒音・振動、交通量の測定（H27～30）	環境課	○	
芦屋浜における騒音測定（H27～30、4箇所・4回/年）	環境課	○	
その他、各種環境の測定（H27～30）	環境課	○	
各種測定結果をまとめた「芦屋市の環境」の発行（H27～30）	環境課	○	
常時大気汚染監視測定局におけるPM2.5の測定（H27～30、2箇所）	環境課		○
市内の空間放射線量の測定（H27～29※1）	環境課		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

※1 平成30年度（2018年）は、県のモニタリング結果に異常がないことから測定を実施しなかった

施策の方向2：きれいな水と空気を守る（表4）

施策（取組）		公共交通機関や低公害車の利用などにより、自動車による公害を減らします	生活排水などの排水方法の指導を行い、公共水域の水質を守ります	良好な大気環境・水質を守るため、解体による有害物質の飛散防止など、法令や規制を遵守します
取組成果（事業概要）				
事業者が低公害車を導入する際の補助の実施（H27～30）	環境課	○		
ノーマイカーデーの推進（H27～30）	環境課	○		
国道43号線・阪神高速道路公害対策の実施（H27～30）	環境課	○		
特定事業所の水質検査（H27～30）	下水道課		○	
下水の処理推進（H27～30）	下水処理場		○	
特定工作物解体等実施届出書に基づく大気汚染の防止（H27～30）	環境課 建築指導課			○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

施策の方向3：周りの環境に配慮した活動を目指す（表5）

施策（取組）		特定建設作業の実施や特定施設の設置の際に、事前に届出を提出し、周辺住民への周知徹底など、騒音・振動による被害の防止に努めます	悪臭や騒音により周辺の人に迷惑をかけないようにします
取組成果（事業概要）			
特定建設作業実施届出書・特定施設設置届出書の受理及び苦情対応（H27～30）	環境課	○	
生活騒音等の相談（H27～30）	環境課		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

基本目標3 美しいまちなみを育む

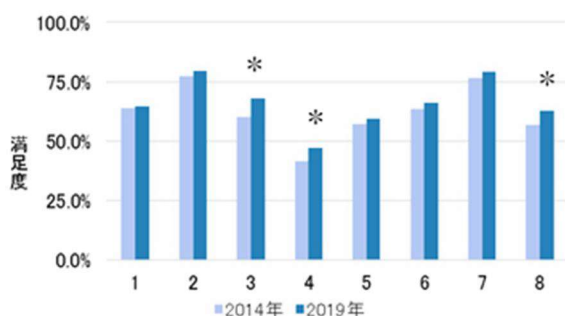
[基本目標3の総括]

- ・まちなみに関する満足度の回答結果から、満足度は比較的高いことが分かります。
- ・その中で「ペットの糞の後始末マナー」に関する満足度をみると、市民、職員のアンケート結果では前回よりも上昇しています。しかし、市民、児童・生徒の満足度が50%を下回っていることから、現在実施している「お散歩マナー」の啓発等の事業を継続していく必要があります。(図10)
- ・まちなみの保全のために普段から取り組んでいることでは、「緑化イベント、美化活動などの地域の環境保全活動の参加率」が低い結果となっています。基本目標1、2では水辺のゴミに関する問題意識が高かったことから、今後もクリーン作戦の実施や美化推進施策の実施などを継続しながら、参加しやすい活動にする必要があります。(図13)
- ・全体の傾向として、前回とほぼ同様の結果となっています。ある程度満足度の高い状態を保ちながら、やや微増傾向にあります。全ての施策(取組)において事業が実施されており、今後も事業を実施しながら目標の達成を目指します。

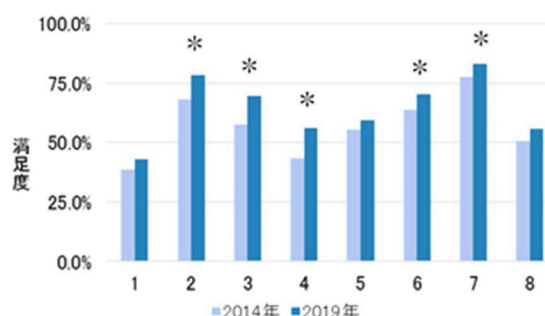
① アンケート集計結果

<まちなみに関する満足度のアンケート結果>

1	ごみ出しマナーの良さ
2	まちの清潔さ
3	ポイ捨てごみの少なさ
4	犬などのペットの糞の後始末マナーの良さ
5	道路の整備・管理状況や交通の良さ
6	公園の整備・管理状況や緑地の多さ
7	まちなみ(景観)の良さ
8	歴史的・文化的魅力の豊かさ

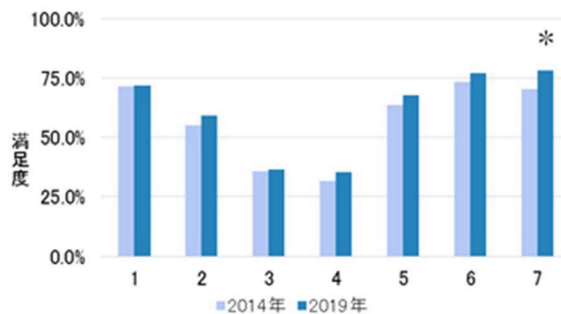


【 市民 】



【 職員 】

1	ごみをきちんと決められた日に出しているか
2	まちの清潔さ
3	ポイ捨てごみの少なさ
4	犬などのペットの糞をきちんと後始末しているか
5	道の歩きやすさ・交通の便利の良さ
6	公園やまちの中の緑の多さ
7	まちの風景の良さ



【 児童・生徒 】

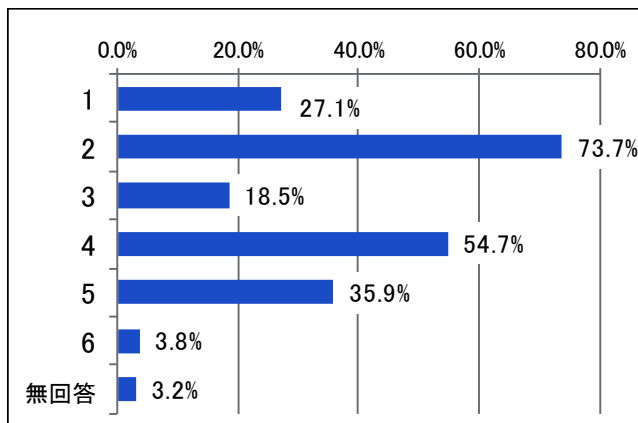
【図10 美しいまちなみの形成に関する項目の満足度】

※1：満足度は、「満足している」「やや満足している」を足した割合を示す。

*は5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

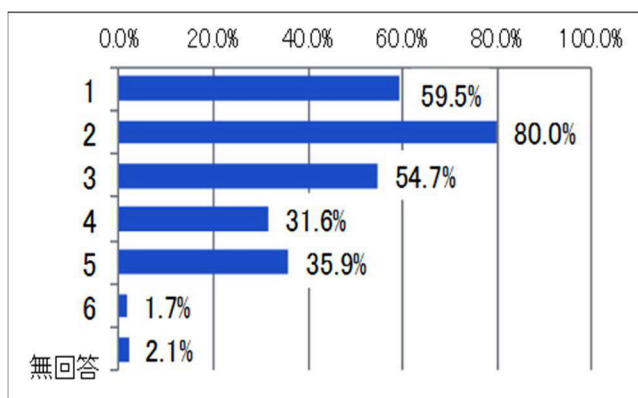
<今後力を入れるべき取組について>

1	一斉清掃活動などによるまちの美化
2	きれいなまちなみを守るための駐輪やごみのポイ捨てについてのマナーの順守
3	敷地内やベランダなどにおける身近な緑化の推進
4	良好な都市景観を守る
5	市内の歴史的・文化的な遺産の保全・継承
6	その他
	無回答



【図 11 今後力を入れるべき取組（市民）】

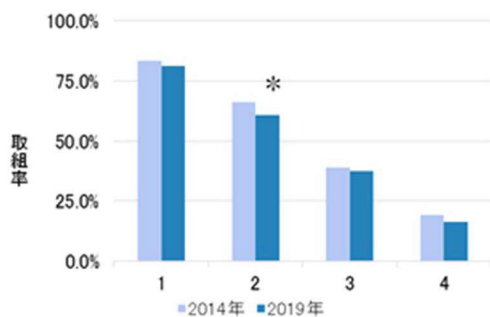
1	清掃活動などで、まちをきれいにする
2	ごみのポイ捨てがないまちにする
3	花を植えたりして、身近な緑を増やす
4	まちのシンボルになる建物や緑などが良く見えるようにする
5	歴史ある建物などを大切にする
6	その他
	無回答



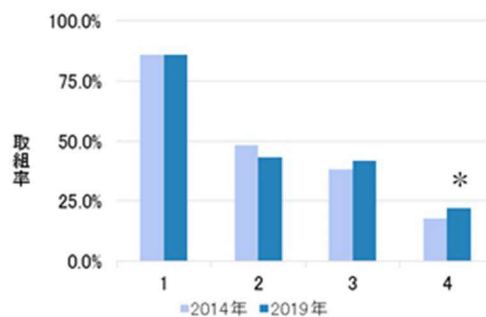
【図 12 今後力を入れるべき取組（児童・生徒）】

<まちなみの保全のために普段から取り組んでいること>

1	たばこ・空き缶等のポイ捨てや、歩きながらの喫煙をやめる
2	庭やベランダなどで、緑や草花などを育てる
3	地域の歴史や歴史資源に関心を持つ
4	緑化イベント、美化活動など、地域の環境保全活動に参加する



【 市民 】



【 職員 】

【図 13 普段から取り組んでいること】

※取組率は「いつもしている」「できるだけしている」を足した割合を示す。

*は5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

②事業の実施状況の整理

- ・全ての施策（取組）で事業が実施されています。
- ・方向1では芦屋市らしい景観の保全・創出を目的として、「芦屋市景観形成基本計画」「芦屋市景観計画」に基づく景観形成推進事業の推進や、芦屋川沿道等の無電柱化、遺跡整備事業などを行っています。（表6）
- ・方向2では公共空間や住宅や事業所敷地内などの緑の保全・創出を目的として、街路等緑化推進事業やオープンガーデンの開催、緑化講座、相談などを継続して実施しております。（表7）
- ・方向3ではまちの美観の維持・向上を目的として、芦屋わがまちクリーン作戦や美化推進施策の実施、放置自転車の移送・保管などを継続して実施しております。（表8）

施策の方向1：芦屋らしい景観を守り育てる（表6）

取組成果（事業概要）		施策（取組）	す ま ち な み を 形 成 し ま す	市 域 の 「 や ま ・ ま ち ・ 海 」 の 3 つ の ゾ ン に 基 づ き 、 統 一 感 の あ る ま ち な み を 形 成 し ま す	芦 屋 川 周 辺 を 特 別 景 観 地 区 に 指 定 す る な ど 、 市 内 の 特 徴 の あ る 景 観 を 守 る こ と に 努 め ま す	貴 重 な 遺 跡 や 旧 跡 な ど の 歴 史 資 源 、 良 好 な 景 観 の 形 成 に 重 要 な 建 造 物 ・ 樹 木 な ど の 景 観 資 源 を 守 る こ と に 努 め ま す
まちの景観形成推進事業の推進 (H27～30)	都市計画課		○			
緑の保全地区の届出の受理及び助言・ 指導 (H27～30)	都市計画課		○			
地区計画の区域内における届出に対 する助言・指導 (H27～30)	都市計画課		○			
芦屋川特別景観地区内における建築 物の認定 (H27～30)	都市計画課			○		○
芦屋川沿道等の無電柱化の推進 (H27～30)	道路課			○		
保護樹の指定 (H27～30、累計 15 本)	都市計画課					○
遺跡整備事業の推進 (H27～30)	生涯学習課					○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

施策の方向2：みどりに囲まれた憩いの場をさらに充実させる（表7）

施策（取組）		都市公園や道路の緑など、公共空間における緑の質の向上を図ります	住宅や事業所の敷地内など、市内の民有地の緑化に努めます	ガーデニングや植木など、家庭における身近な緑化に取り組みます
取組成果（事業概要）				
街路等緑化推進事業の推進（H27～30）	公園緑地課	○		
花壇植栽管理事業の推進（H27～30）	公園緑地課	○		
公共施設等花苗配布事業（H27～30、56団体）	公園緑地課	○		
芦屋市緑化事業の推進（H27～30）	公園緑地課		○	○
県民まちなみ緑化事業の推進（H27～30）	公園緑地課		○	○
オープンガーデンの開催（H27～30）	公園緑地課			○
緑化講座、相談の実施（H27～30）	公園緑地課		○	○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

施策の方向3：きれいなまちなみを保つ（表8）

施策（取組）		自主的な清掃活動・美化活動を行い、まちの美化に努めます	ポイ捨てや放置自転車をなくし、まちの美観の維持・向上に努めます
取組成果（事業概要）			
芦屋わがまちクリーン大作戦による芦屋川河川敷等の清掃（H27～30）	環境課	○	○
ハイキングコース清掃及びごみ持帰り啓発事業の推進（H27～30）	地域経済振興課	○	○
市民マナー条例による、ポイ捨て禁止などの美化推進施策の実施（H27～30）	環境課		○
駐輪場の維持管理（H27～30、15箇所）	建設総務課		○
放置自転車の移送・保管（H27～30、72回）	道路課		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

基本目標 4 地球温暖化を防ぐ

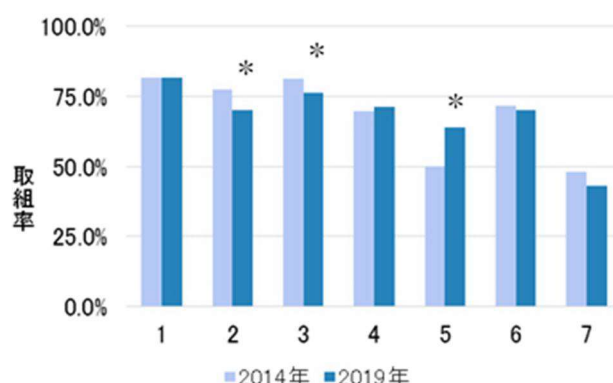
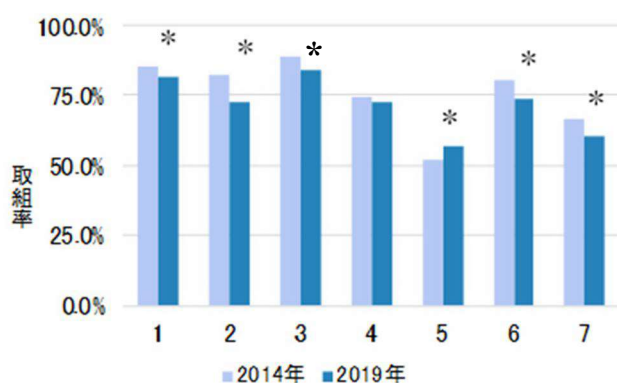
[基本目標 4 の総括]

- ・地球温暖化への関心や実際の取組については、環境に関する行動の回答結果から、高い関心と環境に配慮した取組が幅広い年齢層で実施されていることが分かります。
- ・今後力を入れるべき取組として、「森林・緑地の保全」が市民、児童・生徒ともに高い割合を占めています。また、児童・生徒の回答では、「省エネ」に関する取組率が高いことについて、学校の授業等で実施されている省エネプロジェクトが一定の効果をもたらしている可能性があります。(図 14, 15, 16)
- ・前回と比較すると、市民の回答において取組率がやや減少傾向でした。原因として、昨今の猛暑対策やアンケート実施時期が8月であったことなどが考えられます。今後も温暖化の影響による猛暑等が予想されることから、クールチョイス等の啓発など、今後も事業を実施しながら取組率向上につなげます。

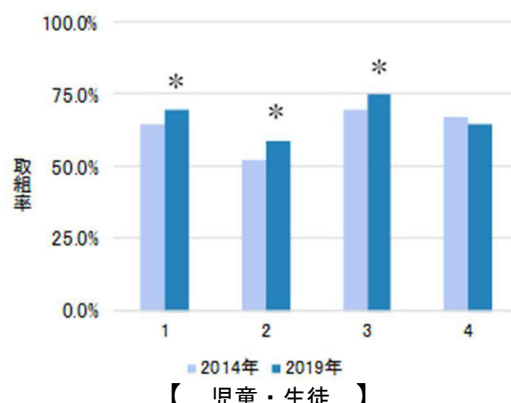
① アンケート集計結果

< 普段から取り組んでいること >

1	不要な電気を消す、使っていない家電のコンセントを抜くなど、節電に取り組む
2	自然の風を取り込む、重ね着するなどして、できるだけ冷暖房の利用を減らす
3	冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする
4	自動車の代わりに徒歩・自転車・公共交通機関を利用する
5	アイドリングストップに取り組む
6	省エネ製品を選んで買う
7	庭やベランダなどで、緑や草花などを育てる



1	テレビや証明を使わない時は消し、使っていない電気製品はコンセントを抜く
2	うす着やかさね着などして、できるだけエアコンやストーブを使わない
3	エアコンやストーブの設定温度はひかえめにする
4	移動は自家用車ではなく徒歩・自転車・公共交通機関（電車・バス）を利用する



【図 14 地球温暖化対策に関する取組率】

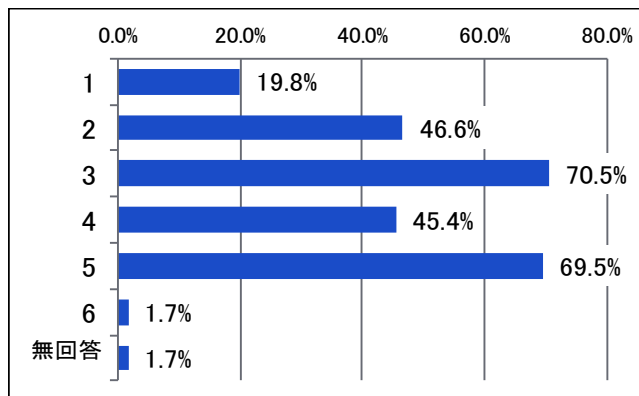
※取組率は「いつもしている」「できるだけしている」を足した割合を示す。

*は5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

<今後力を入れるべき取組>

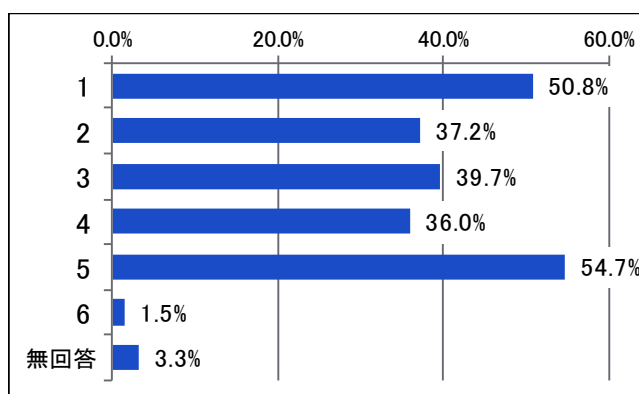
●緩和策

1	公共交通機関の積極的な利用
2	徒歩や自転車等の活用による自動車利用の低減
3	家庭や事業所が節電に努めることによる省エネルギーの推進
4	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの利用
5	温室効果ガスの吸収源となる森林・緑地の保全
6	その他
	無回答



【図 15 緩和策で力を入れるべき取組（市民）】

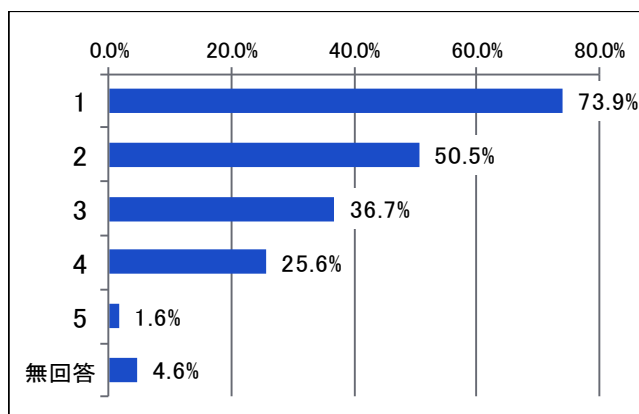
1	公共交通機関（電車・バス）を使う
2	歩いたり自転車を使って、自動車の利用をなるべく減らす
3	無駄な電気をなるべく使わないようにする
4	太陽光発電や風力発電などを積極的に使う
5	二酸化炭素を吸収する森林などを守る
6	その他
	無回答



【図 16 緩和策で力を入れるべき取組（児童・生徒）】

●適応策

1	豪雨などの気象災害を防ぐためのインフラ整備や警戒避難体制の強化
2	降水量の低下による水不足対策として水資源の確保、水の再利用
3	熱中症を防ぐための対策や、対処方法の周知
4	暑さに強い農作物の栽培や、暑さの影響をやわらげる栽培技術の導入
5	その他
	無回答



【図 17 適応策で力を入れるべき取組（市民）】

②事業の実施状況の整理

- ・全ての施策（取組）で事業が実施されております。
- ・方向1では「環境保全率先実行計画」に基づく公共施設のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の「見える化」や節電・省エネに関心を持たせるための啓発事業などを行っています。（表9）
- ・方向2では公共施設の改築に合わせた省エネ・再エネ機器の導入，家庭へのエネファーム導入の補助，打ち水やエコドライブなどの啓発を実施しています。（表10）

施策の方向1：地球規模の環境問題やエネルギーのことを知る（表9）

施策（取組）		に努めます	エネルギー使用量を削減し、エネルギー使用量を把握し、エネルギー削減のため、自らのエネルギー使用量を削減し、エネルギー削減に努めます	温室効果ガス削減のため、自らのエネルギー使用量を削減し、エネルギー削減に努めます	関係を持ちます	身近な暮らしや事業活動における節電・省エネ行動について学び、地球温暖化問題に関心を持ちます	味を持ちます	学校園での節電・省エネの取組に進んで参加し、地球温暖化問題などの環境問題に興味を持ちます
取組成果（事業概要）								
環境保全率先計画に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握（H27～30）	環境課		○					
地球温暖化や節電・省エネに関心を持たせるための啓発事業（H27～29※1）	環境課					○		
小中学校での省エネプロジェクトの推進（H27～30）	管理課 学校教育課					○		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

※1 平成30年度（2018年）も実施を予定していたが台風の影響で未実施となった

施策の方向2：次の世代のためにエネルギーを有効に使う（表10）

施策（取組）		に努めます	公共施設などへの省エネ機器の導入及び再生可能エネルギーの利用を進めます	家庭及び事業所における省エネ機器の導入及び再生可能エネルギーの利用を進めます	家庭でできる節電やエコドライブなど、身近な取組の実践に努めます
取組成果（事業概要）					
公共施設での導入（H27～30）	建築課		○		
学校園での導入（H27～30）	管理課		○		
街路灯のLED化（H27～30）	道路課		○		
新エネ・省エネ機器の導入補助（H27～30）	環境課			○	
低炭素建築物の認定申請に対する審査・指導（H27～30）	建築指導課			○	
打ち水など身近な取組の実践（H27～30）	環境課			○	○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

基本目標5 循環型社会を創る

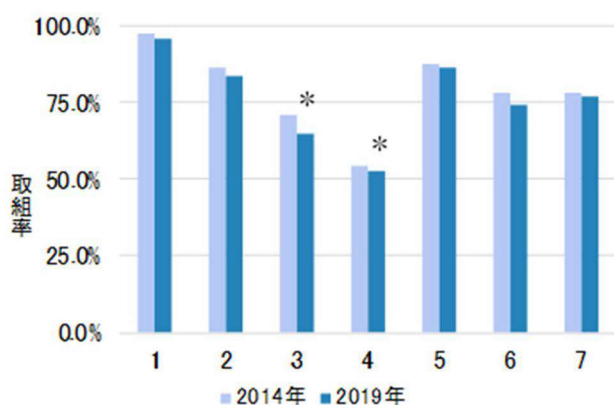
[基本目標5の総括]

- ・循環型社会への関心や実際の取組については、環境に関する行動の回答結果から、高い関心と環境に配慮した取組が幅広い年齢層で実施されていることが分かります。
- ・今後力を入れるべき取組として、「資源循環に配慮した製品」に関する取組が市民に高かった一方、児童・生徒では「マイバックの持参」と「ごみの分別とリサイクル」の回答が高くなっています。毎年実施をしている、「環境のポスター展」においても、資源循環をテーマとしたポスターが、多数寄せられていることから、学校で資源循環に関する授業が実施されている効果が大きいと考えられます。(図19, 20)
- ・全体の傾向として、前回とほぼ同様の結果となっています。全ての施策(取組)において事業が実施されており、今後も事業を実施しながら目標の達成を目指します。

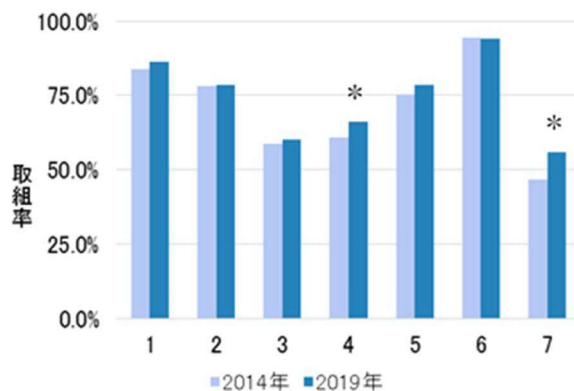
①アンケート集計結果

<普段から取り組んでいること>

1	こまめに蛇口を閉める, 風呂の残り湯を使うなど水の無駄遣いを防ぐ
2	生ごみを水切りしてから捨てる
3	使い捨て製品は買い控える
4	買い物には, マイバックを持っていく
5	使えるものは修理して使う
6	ごみは決められた方法に従って, 分別して捨てる
7	まだ使えるが不要となったものは, リサイクルショップに出すなど, 他の人に使ってもらう

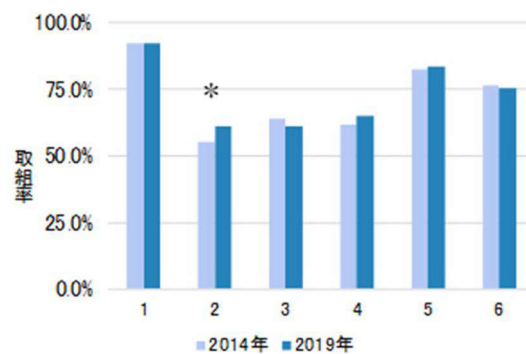


【市民】



【職員】

1	こまめに水道の蛇口をしめる
2	生ゴミを水切りしてから捨てる
3	使い捨て製品を買わない
4	壊れたものは, 修理して使う
5	ごみはきちんと分別して捨てる
6	まだ使えるがいらなくなったものは, 人にあげるなど, 捨てずに使ってもらう



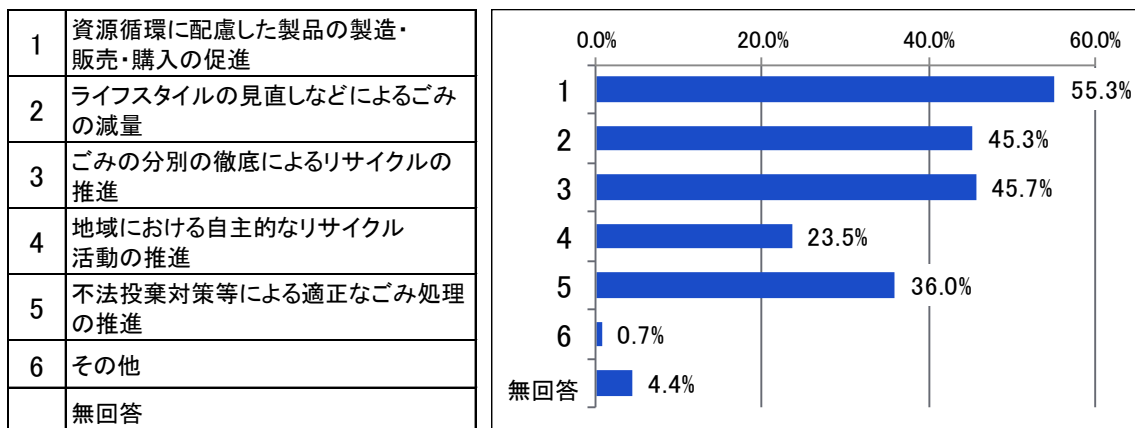
【児童・生徒】

【図18 資源の循環のための取組率】

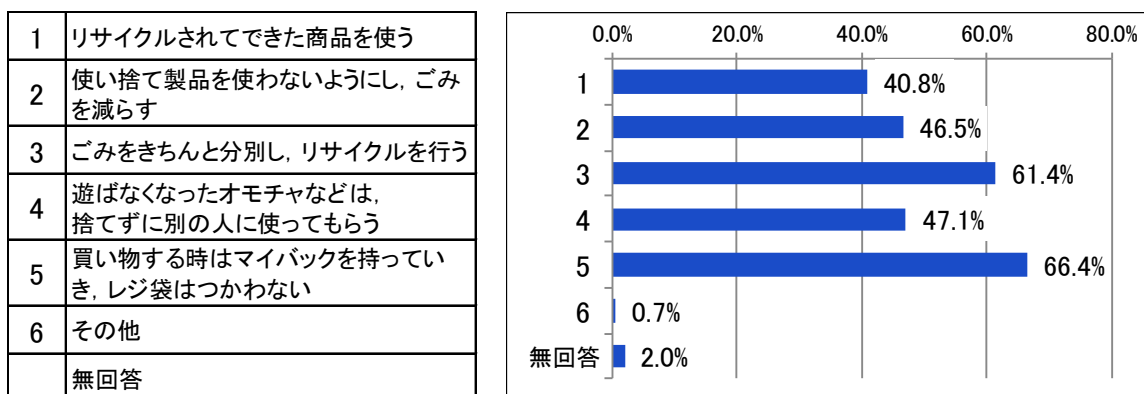
※取組率は「いつもしている」「できるだけしている」を足した割合を示す。

*は5%の有意水準で有意差が認められたことを示す。

＜今後力を入れるべき取組＞



【図 19 今後力を入れるべき取組（市民）】



【図 20 今後力を入れるべき取組（児童・生徒）】

②事業の実施状況の整理

- ・全ての施策（取組）で事業が実施されております。
- ・方向1ではマイバックキャンペーンの実践やフリーマーケットの開催、スリム・リサイクル宣言店における簡易包装、再資源化の推進など3Rの普及につながる取組みが多数行われています。（表11）
- ・方向2では市民・事業者のグリーン購入に係る啓発や市において可能な限りグリーン購入を行うなど、継続して環境にやさしい製品の普及を進めています。（表12）
- ・方向3では市民・事業者の水資源についての啓発や透水性舗装の拡充、浸透枳・透水管の設置、雨水貯留タンクの補助など水資源の有効活用につながる事業が進められています。（表13）

施策の方向1：ごみを減らし、資源を繰り返し利用する（表11）

取組成果（事業概要）		マイバックの持参やごみ出しルールの徹底などにより、ごみの減量に努めます	リユースフェスタなどのイベントへの参加や「スリム・リサイクル宣言店」の充実に伴い、3R活動に取り組みます	ごみの処理に伴う環境負荷の低減を図るため、施設・設備の適正な維持管理と保守点検を行います
マイバックキャンペーンの実践（H27～30）	環境施設課	○		
ごみ収集カレンダー・家庭ごみハンドブックの配布（H27～30）	環境施設課	○		
「住みよい芦屋をつくる」ポスター展の開催（H27～30）	環境施設課	○		
フリーマーケットの開催（H27～30、2回/年）	環境施設課		○	
再生資源集団回収報奨金交付の推進（H27～30）	環境施設課		○	
再生家具類等の展示・販売（H27～30）	環境施設課		○	
スリム・リサイクル宣言店における簡易包装、再資源化の推進（H27～30）	環境施設課		○	
多様な収集によるリサイクルの促進（H27～30）	収集事業課		○	
建築リサイクル届に対する審査・指導（H27～30）	建築指導課		○	
家庭用品交換会及び修理会の開催（H27～30）	地域経済振興課		○	
リサイクル教室の開催（H27～30）	地域経済振興課		○	
環境処理センター運営協議会の開催（H27～30）	環境施設課			○
運転状況結果の公表（H27～30）	環境施設課			○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

施策の方向2：環境にやさしい製品を選ぶ（表12）

施策（取組） 取組成果（事業概要）		グリーン購入の対象製品や環境保全上のメリットについて学びます	一人ひとりの取組に加えて、本市や事業者は率先してグリーン購入対象製品を利用します
グリーン購入に係る啓発（H27～30）	環境課	○	
市の購入物品を可能な限りグリーン購入にする（H27～30）	環境課		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

施策の方向3：水資源の有効な活用を考える（表13）

施策（取組） 取組成果（事業概要）		資源循環における水循環の確保に配慮した取組の重要性についての啓発を進めます	歩道への透水性舗装や雨水浸透枿、雨水貯留施設などの導入により、雨水の有効利用を進めます
水資源についての啓発（H27～30）	環境課	○	
透水性舗装の拡充（H27～30）	道路課		○
浸透枿・透水管の設置（H27～30）	下水道課		○
雨水貯留施設の設置者への補助（H27～30）	下水道課		○

※表中の「○」は、施策（取組）の推進につながることを示す

評価の総括（今後の方向性について）

アンケートの集計結果より、満足度について見ると、すべての目標で高い傾向にありました。策定時と比較した結果においても、満足度が上昇した項目が多くみられ、施策の方向や取組施策は一定の効果をあげていると考えられます。

事業の実施状況の整理では、全ての施策（取組）で事業が実施されており、「目指す環境の姿」への取組が進んでいると判断できます。

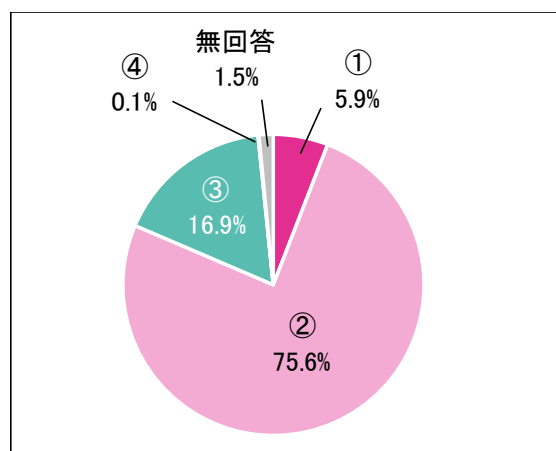
今後の方向性については、「今後力を入れるべき取組」でのアンケート結果を反映させた事業を各計画の実施事業に反映させていくとともに、事業の実施効果の発信を強化していくことも必要です。

さらに、今回のアンケートの中で、基本目標の満足度とは別に、環境保全に関する意識や考え方の調査を行っています。その結果、市民、児童・生徒の両方で、環境保全の大切さや事業の実施を重要と認識していることが分かりました。また、今後力を入れるべき取組として、学校の環境教育の実施や多様な保全活動の実施が求められていることもわかりました。今後は様々なライフスタイルでも参加が可能な取組施策を検討していくことが必要です。また SDGs(エスディーズ) や COOLCHOICE (クールチョイス) といった環境保全に密接に関わってくる用語に関する認知度が低い結果であったことから、積極的な情報発信が必要です。

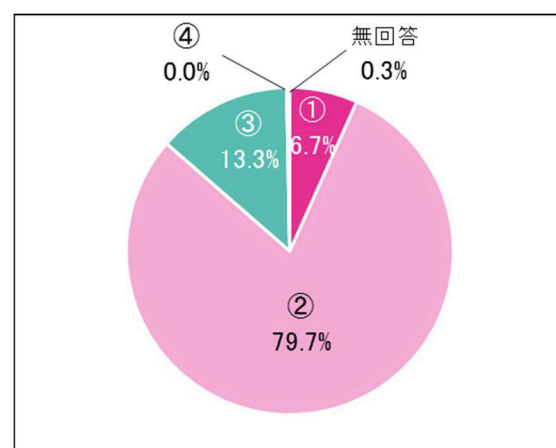
<環境保全に関する意識や考え方>

●環境保全に関する考え方

①	環境を守ることが最も大切であり、そのためならライフスタイルを変えたいと思う
②	環境を守ることが大切であり、可能な範囲でライフスタイルを変えてもよい
③	環境を守ることが大切だが、ライフスタイルは変えたくない
④	環境を守る必要はない
	無回答

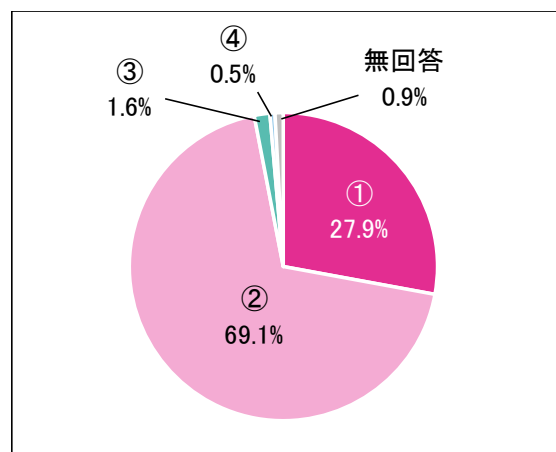


【 市民 】



【 職員 】

①	環境を守ることが、生活のなかで一番大切なことだ
②	環境を守るとは、生活のなかで大切なことだ
③	環境を守るとは、生活のなかでそれほど大切ではない
④	環境を守るとは、大切ではない
	無回答

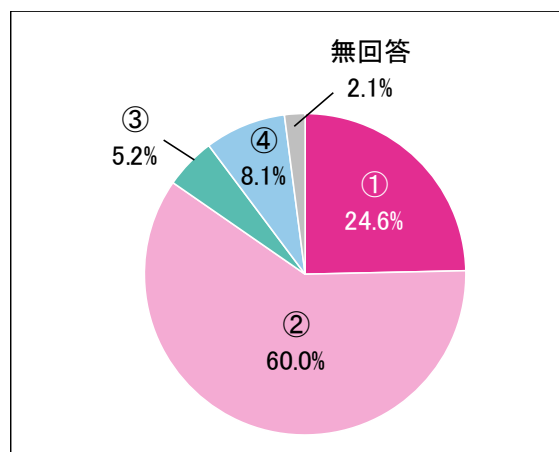


【児童・生徒】

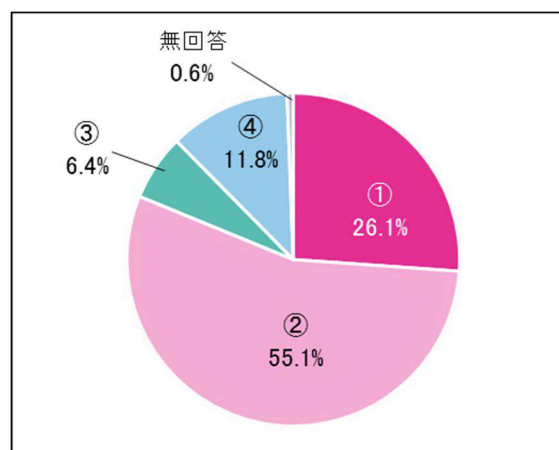
【図 21 環境保全に関する考え方】

●環境保全活動の進め方

①	環境保全を地球規模で考え、行政（国や県）が対策に力を入れるべき
②	環境を守るために、行政（市）・事業者・市民が一体となった取組を進めるべき
③	地域の特色を生かし、自治会などが中心となって取組を進めるべき
④	環境を守るには、一人ひとりが個別に取り組むべき
	無回答

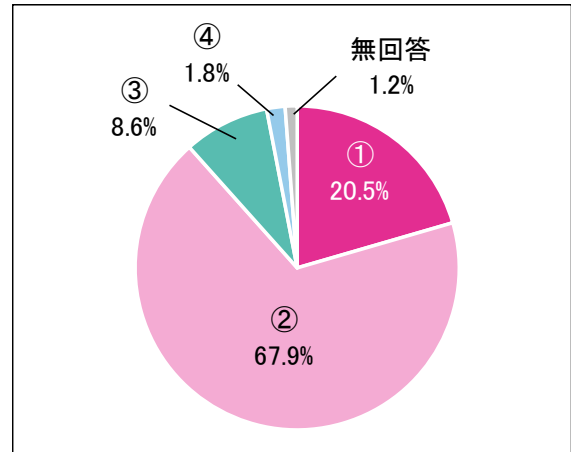


【市民】



【職員】

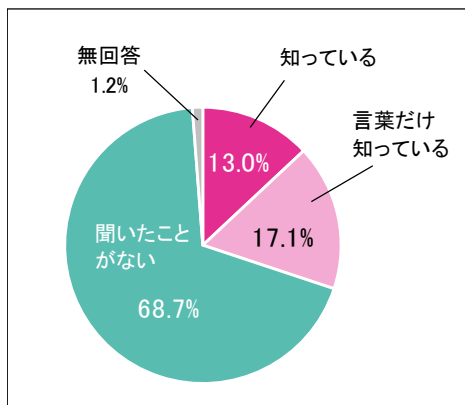
①	環境を守る取組みをたくさんしたい
②	環境を守る取組みをできるだけしたい
③	環境を守る取組みはあまりする気がない
④	環境を守る取組みはする気がない
	無回答



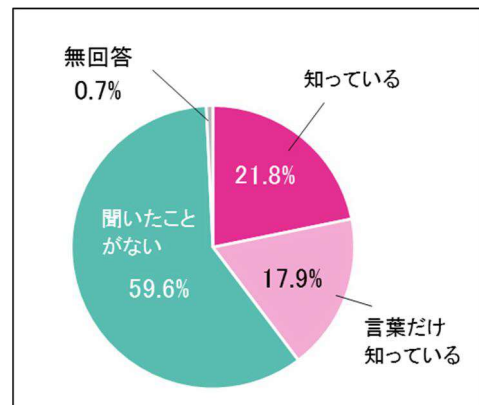
【児童・生徒】

【図 22 環境保全活動の進め方】

●環境に関する意識

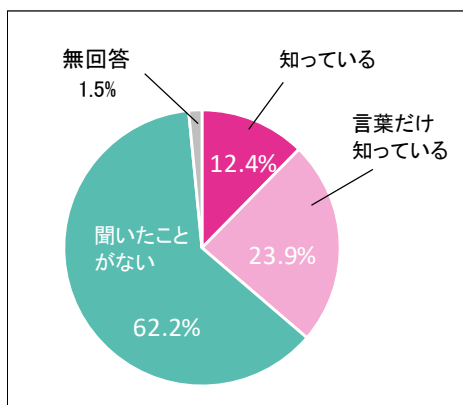


【市民】

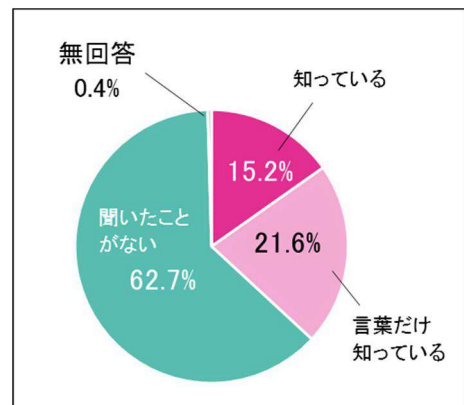


【職員】

【図 23 SDGs（エスディーズ）の認知度】



【市民】

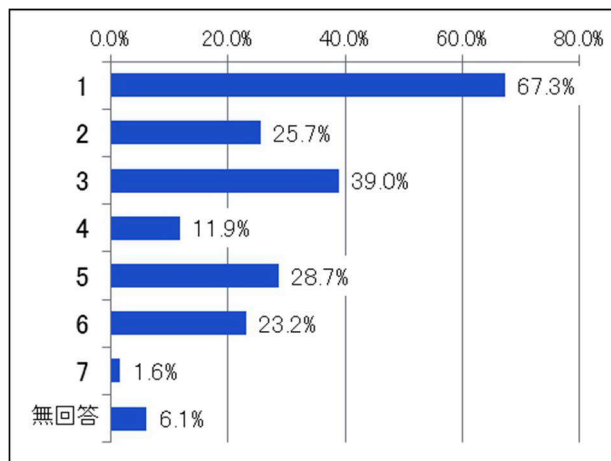


【職員】

【図 24 COOL CHOICE（クールチョイス）の認知度】

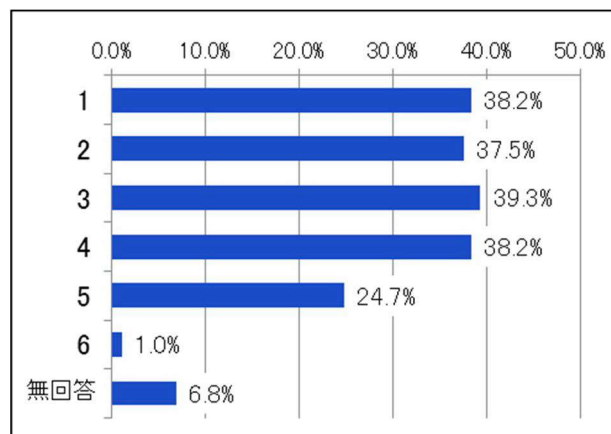
＜今後力を入れるべき取組＞

1	学校の授業等のカリキュラムにおける環境教育
2	公民館やあしや市民活動センターなどの施設を活用した環境教育・環境学習
3	自然や生きものとふれあいを通じた環境学習
4	大学講師や専門家による専門的な講習会・セミナー
5	地域における美化活動等の体験を通じた環境学習
6	家庭における家族との対話や体験を通じた環境学習
7	その他
	無回答



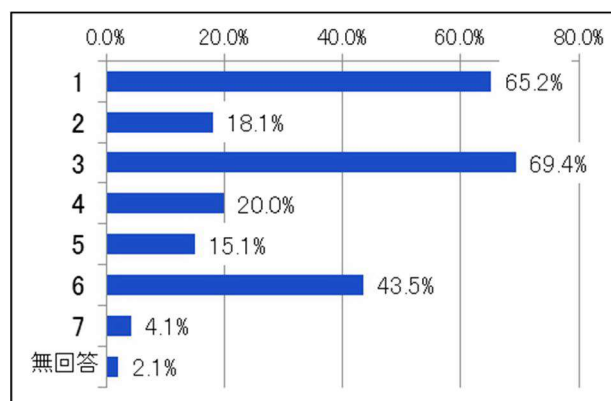
【図 25 環境教育・環境学習の推進について今後力を入れるべき取組（市民）】

1	あしや市民活動センターなどの施設の積極的な活用による環境保全活動の場の創出
2	環境教育・環境学習の推進による環境保全に取り組む人材の育成
3	地域の美化活動などによるコミュニティの活性化
4	地域の環境保全活動に関する情報収集・情報発信
5	市内外における環境保全活動との連携
6	その他
	無回答



【図 26 地域活動の推進について今後力を入れるべき取組（市民）】

1	学校の授業の中で教えてもらう
2	公民館などでの催し物に参加する
3	自然や生きものとふれあう
4	学校の先生以外の専門の先生から教えてもらう
5	子供会などで近所のおとなたちから教えてもらう
6	家族と環境について話す
7	その他
	無回答



【図 27 環境について学ぶことについて特に大切だと考えていること（児童・生徒）】

資料編

1 環境を取り巻く社会情勢（社会的象徴）

■持続可能な開発目標（SDGs）

- ・「持続可能な開発目標」(SDGs)とは、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された国際的な目標です。
- ・発展途上国、先進国に関わらずすべての国が共に取り組むべき目標で、17 の大きな目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費と生産、教育、雇用などの分野についてもゴールが掲げられており、目標を達成するには環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが重要となっています。



出典：国際連合広報センター

■地球温暖化対策

- ・日本では、平成 30 年（2018 年）に気候変動適応法を制定、これを踏まえ、同年に気候変動適応計画が策定されました。気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。
- ・平成 27 年（2015 年）には令和 2 年（2020 年）以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2℃未満にすること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。
- ・政府は、脱炭素社会づくりに貢献する地球温暖化対策に対して「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の推進等により、ライフスタイルの改善を促しています。



未来の
ために、
いま選ぼう。



未来の
ために、
いま選ぼう。

出典：「COOL CHOICE」ホームページ

■資源循環

- ・近年とりあげられている海洋プラスチックゴミ問題があります。これは、プラスチック廃棄物が適切に処理されずに、河川等を通じて海洋に放出され、紫外線や波風に長期間暴露することで、5mm 以下になったもの（マイクロプラスチック）が、海の生物や環境に影響を及ぼすことをいいます。
- ・食品ロスも世界的に問題になっており、わが国の食品ロス量は平成 27 年度（2015 年度）推計で年間 646 万 t、年間 1 人当たりで換算すると約 51kg の食品を捨てていることとなります。
- ・食品ロスの削減に向け、消費者が食品を購入する場面での「買い方を変える」取組や、飲食店・小売店ではフードバンク・フードシェアリング・ドギーバッグ等の普及活動といった取組を進めており、消費者・事業者共に協力していくことが重要な課題となっています。

■生物多様性

- ・世界では、平成 22 年（2010 年）以降の世界目標となる新戦略計画（愛知目標）として、各国に積極的な行動を促す、明確で「わかりやすい」世界目標の策定が目指されました。
- ・現代は「第 6 の大量絶滅時代」とも言われており、平成 29 年（2017 年）の世界の絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）では、2 万 5,821 種もの生物が指定されています。
- ・日本においては平成 20 年（2008 年）に「生物多様性基本法」が施行され、平成 24 年（2012 年）には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。
- ・生物多様性は 4 つの危機に直面していると示されており、こうした危機を回避するため、生物多様性を社会に浸透させることや、地域における人と自然の関係を見直し、再構築することなどが重要な課題となっています。

【生物多様性の 4 つの危機】

- ①開発や乱獲など、人間活動による負の影響
- ②里地里山の荒廃など自然に対する人間の働きかけの縮小による影響
- ③外来種や化学物質など、人間によって持ち込まれたものによる影響
- ④地球温暖化に起因する地球環境の変化による影響

■地域循環共生圏

- ・「地域循環共生圏」とは、国の第五次環境基本計画に掲げられた概念で、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連環）や経済的つながり（人、資金等））をパートナーシップにより構築することで、地域資源を補完し支え合うこととします。
- ・特に、都市と農山漁村は補完的な関係が顕著であり、相互補完によって相乗効果を生み出しながら経済社会活動を行う「地域循環共生圏」の創造が、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能な地域を実現する上で重要であると考えられます。



2 国・県等の政策動向

2-1 国の環境に関する施策

■第五次環境基本計画（H30. 4）

- ・環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、第五次環境基本計画は平成 30 年（2018 年）に閣議決定されました。
- ・わが国が抱える課題として「環境」「経済」「社会」の 3 つの分野があり、相互に関連・複雑化しており、総合的な向上が求められています。
- ・また、世界では平成 27 年（2015 年）にパリ協定と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していくことが必要になっていきます。

○目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

○本計画のアプローチ

1. SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
2. 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。
3. より幅広い関係者と連携。

- ・環境基本計画では、以下に示す分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、あらゆる観点からイノベーションを創出します。

6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○税制全体のグリーン化の推進 ○サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○再エネ水素、水素サプライチェーン ○都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における「人づくり」 ○地域における環境金融の拡大 ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○国立公園を軸とした地方創生 ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど） ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○低炭素で健康な住まいの普及 ○テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ○AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境インフラの輸出 ○適応プラットフォームを通じた適応支援 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

■第5次エネルギー基本計画（H30. 7）

- ・第5次エネルギー基本計画では、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省を教訓に取り組むことを原点として検討が進められ、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、日本の経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指します。

○基本的な方針

より高度な「3E+S」

技術自給率向上/選択肢の多様化確保（資源自給率（Energy Security））
脱炭素化への挑戦（環境適合（Environment））
自国産業競争力の強化（国民負担抑制（Economic Efficiency））
技術・ガバナンス改革による安全の革新（安全性（Safety））

- ・国の温室効果ガス削減目標（令和12年度（2030年）までに26%削減）の実現に向けて、取り組みをより計画的に進めていくため、各施策の深掘りや強化を行います。
- ・2050年までに温室効果ガスを80%削減するという高い目標の達成に向けて、「エネルギー転換」を図り、「脱炭素化」への挑戦を進めるとし、あらゆる選択肢を追及する方針を掲げています。

■地球温暖化対策計画（H28. 5）

- ・「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、パリ協定や「日本の約束草案」を背景に、地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、率先的に取り組むとしています。

○削減目標

1. 中期目標 令和12年度（2030年）に平成25年度（2013年）比で26%の削減（平成17年（2005年）比で25.4%減）
2. 長期目標 2050年までに80%の削減

○地球温暖化対策の目指す方向

1. 中期目標（令和12年度（2030年）削減目標）の達成に向けた取組
2. 長期的な目標を見据えた戦略的取組
3. 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

○地球温暖化対策の基本的考え方

1. 環境・経済・社会の統合的向上
2. 「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
3. パリ協定への対応
4. 研究開発の強化と優れた低炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
5. 全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
6. 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

■気候変動適応計画 (H30.11)

- ・「気候変動適応計画」は、気候変動適応法（平成30年度（2018年））第7条第1項にもとづき策定されており、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、気候変動影響による被害の軽減、さらには国民の生活の安定、社会・経済の健全な合点、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

○基本戦略

1. あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
2. 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
3. 日本の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
4. 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
5. 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
6. 開発途上国の適応能力の向上に貢献する

○気候変動適応に関する分野

1. 農業、森林・林業、水産業
2. 水環境・水資源
3. 自然生態系
4. 自然災害・沿岸域
5. 健康
6. 産業・経済活動
7. 国民生活・都市生活

■プラスチック資源循環戦略 (H31.5)

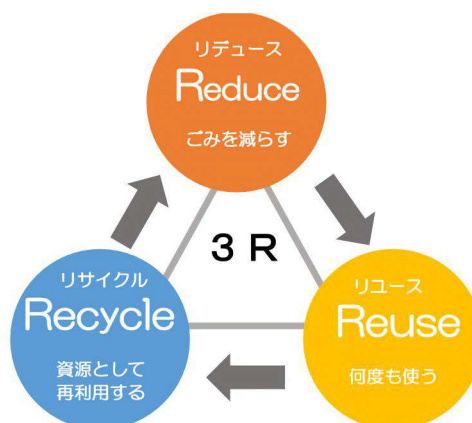
- ・資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、再生可能資源に置き換えるとともに、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。

○基本原則

3 R + Renewable（持続可能な資源）

○4つの実効的な重点戦略

1. 資源循環
2. 海洋プラスチック対策
3. 国際展開
4. 基盤整備



2-2 県の環境に関する施策

■第5次兵庫県環境基本計画（H31. 2）

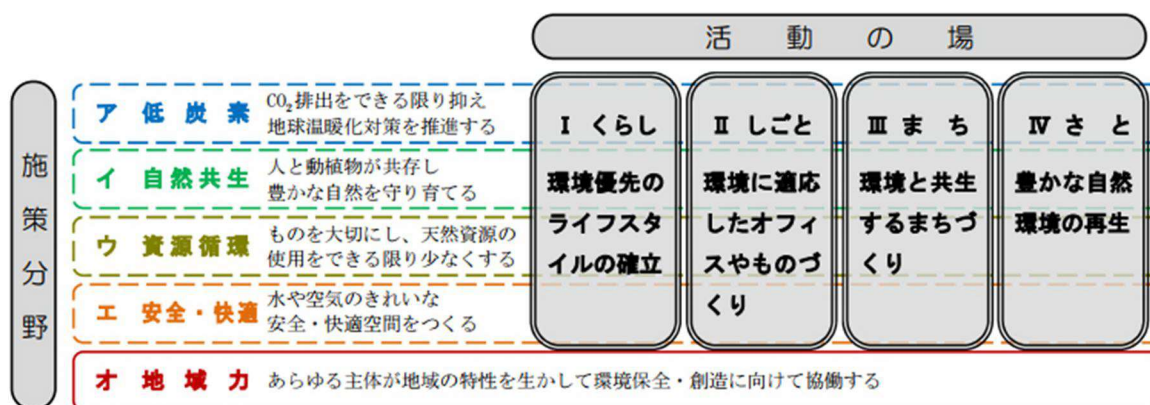
- ・第5次兵庫県環境基本計画は「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画です。
- ・第5次基本計画では、あらゆる主体が協働し、それぞれの地域の特性を生かして取り組んでいくことを“地域力”と表現し、環境の取組を支える土台として位置付けています。

○基本理念

「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」

○施策体系

“恵み豊かなふるさとひょうご”を実現させるための施策分野として4つの要素で整理し、県民の活動の場ごとに統合的かつ効果的な施策展開を図ります。



■兵庫県地球温暖化対策推進計画（H29. 3）

- ・この計画では「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国の目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すものです。
- ・県が取り組む施策を明らかにし、県民・事業者・行政等様々な主体の参画と協働のもと取組を着実に進めることにより、我が国の低炭素社会づくりをリードしていきます。

○施策の方向性

1. 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減
2. 再生可能エネルギーの導入拡大
3. 低炭素型まちづくりの推
4. CO₂吸収源としての森林の機能強化
5. 温暖化からひょうごを守る適応策の推進
6. 次世代の担い手づくり

- ・また、この計画では、県民・事業者・団体・行政等各主体の参画と協働のもと、県内地域の数十年先を見据えた県独自の「適応策」の取組の方向性を示した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」が盛り込まれています

○基本的方向性

1. 知る
2. 伝える
3. 対処する

○5つの影響分野

1. 農業、森林・林業，水産業
2. 水環境・水資源，自然生態系
3. 自然災害・沿岸域
4. 健康
5. 産業・経済活動，都市生活等



■生物多様性ひょうご戦略（H31. 2 改訂）

- ・環境課題の変化に適切に対応し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて計画的かつ重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、平成 31 年（2019 年）2 月に改訂されました。
- ・3 つの将来像と 5 つの行動計画を定め、行動計画の推進にあたっては愛知目標や SDGs の考え方も活用し、目標とする将来像の実現をめざしています。

○戦略の理念

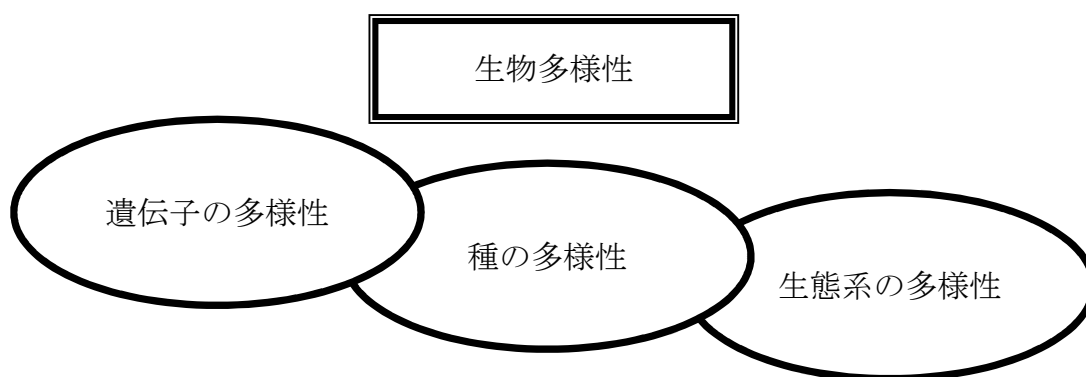
「人と自然が共生する兵庫を私たちの手で未来へ」

○将来像

1. いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
2. 人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりとめぐみが循環・持続する社会
3. 地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

○行動計画

1. 参画と協働による生物多様性保全活動の推進＜主体毎の行動計画＞
2. 人の営みと生物多様性の調和の推進＜場面毎の行動計画＞
3. 生物多様性に支えられる地域の多様な自然と文化を守り育てる
仕組みの確立＜地域資源毎の行動計画＞
4. 行動計画を支える基盤整備の充実
5. 愛知目標と SDGs を踏まえた取組の実践



生物多様性…「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の 3 つのレベルで多様性があるとしている。

遺伝子の多様性：同じ種でも異なった遺伝的特性・違いがあることを示す

種の多様性：いろいろな種類の生きものが生息・生育している状態

生態系の多様性：様々なタイプの自然環境があること

3 市の政策動向

■第4次芦屋市総合計画（H23～）

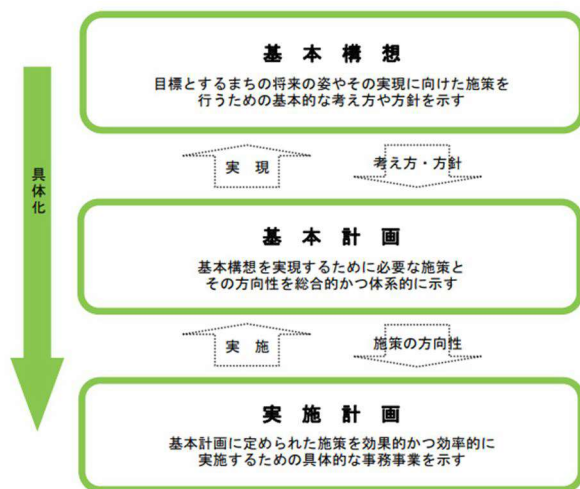
- ・第4次芦屋市総合計画は、平成21年（2009年）度から公募市民47人で構成する市民会議を実施し、“私たちの計画”として市民と行政との協働で策定しました。
- ・この計画は、平成23年度（2011年）から令和2年度（2020年）までを計画期間とし、総合的な芦屋のまちづくりの指針となる、市の最上位の計画となっています。
- ・現在、令和3年度以降の第5次芦屋市総合計画を策定しており、市民ワークショップを開催して「芦屋の将来像」や「将来の方向性」等を議論しています。

○将来像

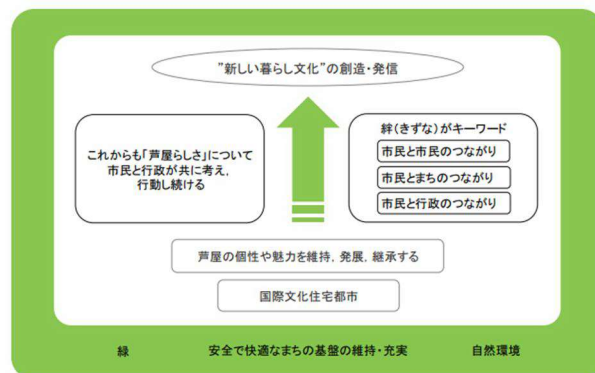
「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」

○基本方針

1. 人と人がつながって新しい世代につなげる
2. 人々のつながりを安全と安心につなげる
3. 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる
4. 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる



第四次芦屋市総合計画の構成



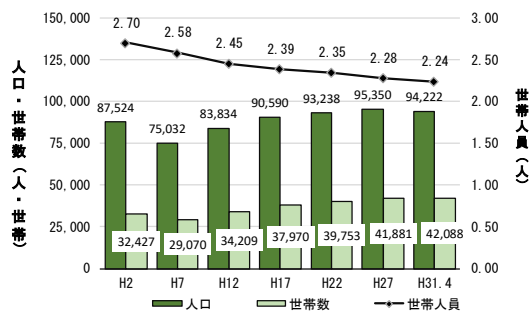
将来像

4 市の環境概要

- ・本市は兵庫県の南東部、阪神地域のほぼ中央に位置します。東は西宮市と、西は神戸市と接し、南に大阪湾を望み、北は緑ゆたかな六甲山の山々が連なっています。市域は東西約 2.5 km，南北約 9.6 km，面積は 18.57km²となっています。
- ・交通路は東西方向に各鉄道及び幹線道路が走り，阪神間の通過交通の大動脈となっています。

<人口>

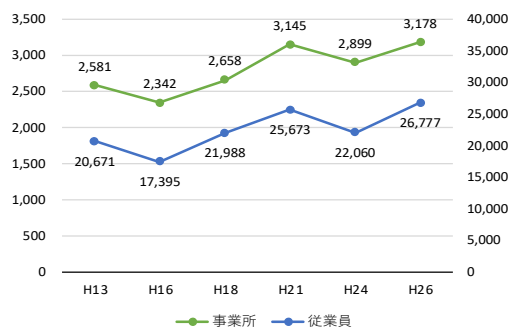
- ・平成 31 年（2019 年）4 月の人口は，94,222 人となっており，平成 2 年（1990 年）と比べて約 1.1 倍に増加しています。
- ・世帯数も 42,088 世帯に増え，同年比で約 1.05 倍となっています。しかしながら，1 世帯あたりの人口は減少を続けており，平成 2 年（1990 年）には 2.7 人だったのが平成 31 年（2019 年）には 2.24 人になっています。



人口・世帯数の推移 (資料：国勢調査)

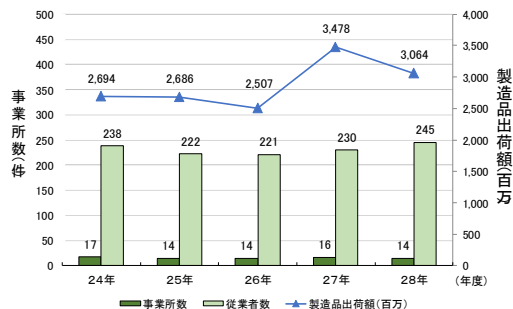
<産業>

- ・事業所数，従業者数は平成 16 年（2004 年）と平成 24 年（2012 年）にいったん減少しているものの増加傾向にあり，平成 26 年（2014 年）には事業所数は 3,178 事業，従業者数は 26,777 人となっています。



事業所数及び従業者数の推移 (資料：経済センサス)

- ・平成 28 年（2016 年）における製造業の従業者数は 245 人，事業所数は 14 事業所，製造品出荷額は 306,406 万円となっています。製造品出荷額は平成 26 年度（2014 年）から平成 27 年度（2015 年）にかけて大幅に増加しています。



工場数、従業者数、製造品出荷額の推移 (資料：経済センサス)

<土地利用>

- ・地目別土地面積は平成 29 年（2017 年）において，宅地が 80.5%，ついで山林が 11.0%を占めています。

(単位：千m²)

宅地	田・畑	山林	雑種地
5,647 (80.5%)	28 (0.4%)	771 (11.0%)	569 (8.1%)

地目別土地面積の内訳 (資料：芦屋市ホームページ)